

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年七月十三日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六十号

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営住宅条例施行規則（平成十四年秋田県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入居住宅の変更等）</p> <p>第二条 入居者は、条例第五条第一項第七号から第九号まで（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由により入居している普通県営住宅若しくは改良住宅を変更し、又は交換しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（特定県営住宅の入居者の収入基準等）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 条例第十条第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 公営住宅建替事業の施行により住宅を失った者</p> <p>四く六 略</p> <p>3 略</p> <p>（建替事業により新たに整備される公営住宅への入居）</p> <p>2 略</p> <p>第二十条 略</p>	<p>（入居住宅の変更等）</p> <p>第二条 入居者は、条例第五条第一項第七号又は第八号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由により入居している普通県営住宅若しくは改良住宅を変更し、又は交換しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（特定県営住宅の入居者の収入基準等）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 条例第十条第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 普通県営住宅建替事業の施行により住宅を失った者</p> <p>四く六 略</p> <p>3 略</p> <p>（建替事業により新たに整備される普通県営住宅への入居）</p> <p>2 略</p> <p>第二十条 略</p>

附則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。